

平成 20 年度経営事項審査改正の概要

平成 20 年 4 月 1 日より経営事項審査制度が大幅に改正となります。

概要は以下のとおりです。

※ 2 月末時点で発表されている情報なので、内容に変更が生じる可能性があります。

※ あくまで概要なので詳細は当方にお問い合わせください。

下記のとおり、評価項目、基準が改正になります

- ① X 1（業種別完成工事高）・・・評価の上限を引き下げ、完工高 5 億円未満の場合に差がつくように修正
- ② X 2（自己資本額、利益額）・・・売上高が大きい層では評点に差がつきやすく、中小業者層で極端な差がつかないように修正
- ③ Y（経営状況分析）・・・企業実態に即した評点分布となるよう（ペーパーカンパニーが過大な評価とならないよう）修正
- ④ Z（技術力）・・・***元請完成工事高**を評価項目に追加
 - *技術者の重複カウントは一人あたり **2 業種まで**に制限
 - ***基幹技能者**（指定の講習を修了した者）を評価項目に追加
 - ***監理技術者講習受講者**を優遇して評価
- ⑤ W（社会性）・・・加点・減点幅を拡大し、社会的責任の果たし方により差がつきやすいように修正
 - ***退職一時金と企業年金**を一つの評価項目に統合
 - ***法令遵守**（営業停止処分、指示処分）を重視
 - ***建設業の経理**に関する状況につき**自主監査**を評価
 - ***研究開発費**の金額を評価（会計監査人設置会社に限定）
- ⑥ 会社法上の大会社（有価証券報告書提出会社）、一定の要件を満たした連結子会社については、**連結財務諸表による Y 点評価**【詳細は 3 月に決定】